

# 議 事 録 抄 本

令和 8 年 7 月

福崎町農業委員会



令和8年7月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 7月21日(火) 8:55～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

| 議席番号 | 氏名     | 出欠 | 現地確認 | 議事録署名人 | 備考    |
|------|--------|----|------|--------|-------|
| 1    | 山口 金丸  | ○  |      | ○      |       |
| 2    | 古田 基晴  | ○  |      | ○      |       |
| 3    | 加瀬澤 智昭 | ○  |      |        |       |
| 4    | 小國 万左夫 | ○  |      |        |       |
| 5    | 松岡 忠幸  | ○  |      |        |       |
| 6    | 大杉 博   | ○  |      |        |       |
| 7    | 千家 清   | ○  |      |        |       |
| 8    | 植岡 洋子  | ○  |      |        |       |
| 9    | 田中 初美  | ○  |      |        |       |
| 10   | 後藤 土彦  | ○  |      |        |       |
|      | 隅岡 誠次  | ○  |      |        | 職務代理者 |
|      | 上田 隆敏  | ○  |      |        | 会長    |

農地利用最適化推進委員

| 議席番号 | 氏名    | 出欠 | 現地確認 |
|------|-------|----|------|
| 11   | 高馬 政司 | ○  |      |
| 12   | 尾内 奎則 | ○  |      |
| 13   | 伊賀 裕康 | ○  |      |
| 14   | 尾藤 和義 | ○  |      |
| 15   | 勇内 隆博 | ○  |      |
| 16   | 松岡 隆子 | ○  |      |

【事務局】 山下事務局長、薮内課長補佐、和田主事

農業委員会総会

8:55～

(開会宣言)

事務局長

ただ今より、福崎町農業委員会初総会を開催します。本日の司会・進行をさせていただきます、農業委員会事務局長（農林振興課）課長の山下でございます。

本日の会議は、総会次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、本日の総会につきましては「農業委員会等に関する法律第27条

第1項の但し書き」に基づき、農業委員会委員の任期満了後、最初に行われます総会であることから、町長から招集をさせていただき皆様にお集まりいただきました。開会にあたり、尾崎町長からご挨拶をお願いします。

町 長           あいさつ

事務局長       ありがとうございました。

引き続き、新しく農業委員になられました皆様へ任命書を町長より交付いたします。時間の関係上、1名の方を代表として任命書を交付させていただきます。それでは、田中初美様、前の方へお願いいたします。

町 長           (任命書交付 代表 田中初美)

事務局長       ありがとうございました。ご着席ください。なお、町長につきましては、この後公務がございますので退席されます。お忙しいところ、誠にありがとうございました。

(町長退席)

事務局長       他の委員の皆様の任命書につきましては、事前にお席の方に配布をさせていただいております。これをもちまして任命書の交付に替えさせていただきますと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局長       本日は、委員改選後の初めての総会です。委員の構成は、前委員5名、新任委員7名の計12名となっています。本日は最初の委員会でありますので資料1ページの名簿1番の上田様から順に簡単に自己紹介をお願いします。

(委員 自己紹介)

(事務局 自己紹介)

(総会成立宣言)

事務局長       それでは、次第4. 総会成立宣言をさせていただきます。

農業委員12名中12名で全員出席しております。農業委員会等に関する法律第27条により、出席者が委員の過半数に達していますので、総会が成立することを宣言いたします。

(議長選出)

事務局長       引き続き、次第5. 臨時議長の選出に移らせていただきます。

地方自治法第 107 条の規定により、田中初美委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

一 同 (異議なし)

事務局長 それでは、田中委員、議長席へお願いいたします。

---

【田中委員 議長席へ移動】

臨時議長 臨時議長に選出された田中です。何分不慣れでございますが、会長の選出までスムーズに議事が進行しますよう、皆様ご協力をお願いいたします。

さて、続きまして、次第 6. 議事録署名人の選出ですが、議長が指名するということによろしいでしょうか。

一 同 (異議なし)

臨時議長 異議なしということで、山口金丸委員・古田基晴委員の 2 名をお願いいたします。

臨時議長 それでは、次第 7. 会長の互選について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項により会長は農業委員会の互選によって選任するとなっています。ただし、指名推選の方法でも差し支えないため、福崎町農業委員会では、これまで皆様の同意を得た上で、指名推選にて行っておりました。

臨時議長 事務局より説明がありましたが、会長の互選については「選挙による投票」と「指名推選」がございます。

会長の互選方法につきまして、何かご意見等がございましたら挙手により発言をお願いいたします。

古田委員どうぞ。

古田委員 会長の互選につきましては、選挙によらず、指名推選がよろしいと思います。

臨時議長 「指名推選」の方法により互選することについて、古田委員よりご意見がございました。  
この方法の場合、委員全員に異議がないことが必要でございます。  
指名推選の方法とすることに、異議はございませんか。

一 同 (異議なし)

臨時議長 異議なしとのことでした。そのため、会長の互選方法は「指名推選」といたします。  
それでは、会長の推選について、どなたか推薦をお願いいたします。  
古田委員どうぞ。

古田委員 上田委員を会長に推選します。  
上田委員はこれまで3期9年間会長職を務められ、本町農業委員会をまとめてきた方です。  
また、XXXXXXXXXXとしても従事し、農業に関する知識・経験が極めて豊富であることから農業委員会の会長に最適であると考えます。

臨時議長 ありがとうございます。古田委員より、会長に上田委員を推薦いただきました。  
上田委員を会長に決定してもよろしいでしょうか。  
異議はございませんか。

一 同 (異議なし)

臨時議長 異議なしとのことでした。よって、福崎町農業委員会会長の当選人が、上田委員に決定しました。

臨時議長 引き続き、次第8. 会長職務代理者の互選について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 会長職務代理者の選任における互選の方法につきましても、先ほどの「会長の選任について」の方法と同じで、「投票による選挙」または「指名推選」となります。

臨時議長 ありがとうございます。  
会長職務代理者の互選の方法につきましては、会長の互選と同様に「指名推選」の方法でよろしいかと思います。  
そこで、「指名推選」の方法とすることに、異議はございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

臨時議長 異議なしとのことでした。会長職務代理者の互選方法は「指名推選」といたします。  
それでは、会長職務代理者の推選について、どなたか推薦をお願いします。  
古田委員どうぞ。

古田委員 会長が会長職務代理者を指名してはいかがでしょうか。

臨時議長 古田委員より会長職務代理者について、会長が指名してはとの意見がございました。  
異議はございませんか。

一 同 (異議なし)

臨時議長 異議なしとのことでした。それでは、上田会長から、会長職務代理者の指名をお願いいたします。

上田会長 隅岡委員を会長職務代理者に指名いたします。

臨時議長 ありがとうございます。上田会長より、会長職務代理者に隅岡委員を指名いただきました。  
隅岡委員を会長職務代理者に決定してもよろしいでしょうか。  
異議はございませんか。

一 同 (異議なし)

臨時議長 異議なしとのことでした。よって、福崎町農業委員会の会長職務代理者につきましては、隅岡委員に決定しました。  
ここで、就任されました会長と会長職務代理者からあいさつを受けたいと思います。

会 長 就任のあいさつ  
職務代理者 就任のあいさつ

臨時議長 ありがとうございます。  
会長が選任されましたので、これをもちまして議長の職を降ろさせていただきます。  
審議にご協力いただき、議事がすみやかに進行できましたことをお礼申し

上げます。

---

【田中委員 議長席から退席】

事務局長 田中委員、臨時議長を務めていただきご苦労さまでした。

(議事)

事務局長 それでは、会長が選任されましたので、福崎町農業委員会総会会議規則第5条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。会長及び職務代理者の方は、前の議長席に移動願います。

(会長、職務代理者 席移動)

議長 それでは、次第9の議事に入ります。議案第1号 福崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 福崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。資料2ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員6人を委嘱することについて、承認を求めるものでございます。農業委員会の重点業務として、「農地利用の最適化の推進」が位置づけられ、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生・防止解消、③新規参入の促進でございまして、この業務の推進を図るための現場活動を担うのが農地利用最適化推進委員です。次に、農地利用最適化推進委員の選考の経緯ですが、令和8年1月8日から令和8年2月13日までの期間において、農業委員と同様、推進委員候補者の推薦・募集を行い、定数6名に対し6名の推薦がありました。今回議案として、農業委員会で承認をいただき、農業委員の任期と同様、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの期間、推進委員として委嘱し、農業委員と連携して活動していく体制を整えるものでございます。

議長 ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(なし)

議長 続いて、議案第1号 福崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について採決を行います。資料のとおり福崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、委嘱することに決定します。なお、9 時 45 分  
からこの場で委嘱式を行います。

(委嘱式)  
事務局長

ただいまより委嘱式を行いますので、農地利用最適化推進委員 6 名に入室  
していただきます。よろしくお願いします。

(農地利用最適化推進委員 6 名入室)

事務局長

それでは、この度から皆様と同じく新しくお願いすることになりました、  
農地利用最適化推進委員 6 名の方々です。

ただいまより、農地利用最適化推進委員への委嘱書の交付を会長よりいた  
します。時間の関係上、6 名の中から 1 名を代表とさせていただきます。そ  
れでは、松岡 隆子推進委員、前の方をお願いいたします。

(会長より委嘱書を交付)

事 務 局

他の農地利用最適化推進委員の皆様の委嘱書につきましては、事前にお席  
の方に配布をさせていただいております。これをもちまして委嘱書の交付に  
替えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

農地利用最適化推進委員の委嘱書の交付が終わりました。  
農業委員及び農地利用最適化推進委員が揃いましたので自己紹介をお願い  
します。

(委員 自己紹介)

引き続き、事務局の紹介をお願いします。

(事務局 自己紹介)

議 長

では次第に戻りまして、議事②議席の決定について事務局より説明願いま  
す。

事務局長

このことにつきまして、福崎町農業委員会総会会議規則第 7 条に、「議席  
は議長が定める。」ということになっております。しかしながら、福崎町農業  
委員会では、毎月の総会の開催前に議案の現地調査を会長・会長職務代理者  
と委員 1 名・推進委員 1 名の 4 名により行っていますが、この現地調査にお

きまして、各地区1名ずつ入っていただきたいと思いますので、その点を考慮にいられて決めていただきたいと思います。

議 長 　　ただいま事務局の方から説明がありましたとおり、毎月の総会の前に現地調査を行っていますが、地区の委員さんが偏ってしまうと分かりにくい点もできますので、配慮して議席を決定いたしたくと思いますがいかがでしょうか。

一 同 　　（異議なし）

議 長 　　異議がないようですので、現地調査を考慮にいられた議席の決定を行います。事務局より案はございますか。

事 務 局 　（資料により説明）

議 長 　　事務局が発表しましたがよろしいですか。  
賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

（その他）

議 長 　　議席については案のとおり決定しました。

次に、次第9.その他の事項に入ります。①指導担当区域についてですが、各農家等の指導について、担当の集落を決めて指導にあたっていただきたいと思います。しかし担当の委員を決めたからといって、その方にだけに負担をかけることのないよう委員お互いに協力し合いたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 　　指導担当地区について、事務局より案はございますか。

事 務 局 　（資料により説明）

議 長 　　事務局が発表しました指導担当区域について異議ございませんか。

一 同 　　（異議なし）

議 長 　　続きまして、②広報委員の決定ですが、基本として会長、会長職務代理者と、各地区から出席していただいて、町の広報に記載する事項を検討いた

くための会議で、毎月の定例会終了後に検討会を行います。1年の交代制とします。令和8年5名、令和9年6名、令和10年は5名を選出したいのですが、よろしいですか。

一 同 (異議なし)

議 長 それでは、広報委員について事務局より案はございますか。

【別紙3配布】(別紙により事務局案を発表)

議 長 先ほど事務局から発表のありました各地区の広報委員について、異議ございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

議 長 続きまして、③総会の日程でございますが、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 資料をご覧ください。これまで、毎月の総会は県への進達の日程の都合もあり、原則20日を基本とし、毎月の開催日に翌々月分の開催日を決めていました。開始時間は、総会を午後3時からとしていました。

議 長 ただいま、事務局から説明のありました農業委員会の日程について、異議等ございませんか。

一 同 (異議なし)

議 長 異議がないようですので、総会の日程は20日を基本とし、事務局より説明のあった時間とさせていただきます。

次回の農業委員会開催日は、8月19日(水)午後3時からとします。議席の1番 山口金丸委員, 11番 高馬政司推進委員にお願いします。

また、9月は、9月18日(金)といたします。開催時刻は午後3時から、現地確認員については後日通知いたします。

議 長 続きまして、④農業委員依頼事項について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (資料により説明)

議 長 ④農業委員依頼事項について、事務局から説明がありましたが、質疑等ありませんか。  
後藤委員どうぞ。

後藤委員 総会の開催時刻は午後３時からとのことですが、終わりの時間は何時頃を見込めばよろしいでしょうか。

事 務 局 月により案件数がバラバラのため明確な時間はお答えできませんが、総会終了後に勉強会を行う時間を含めて１時間から１時間半程度でございます。

閉 会 以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。慎重なご審議ありがとうございました。  
(会長) これから３年間、福崎町農業委員会にご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

< 10 : 30 終了 >

|             |       |
|-------------|-------|
| 署<br>名<br>人 | 山口 金丸 |
| 署<br>名<br>人 | 古田 基晴 |